

対象

[小規模企業者](#)

申込対象者の要件

信用保証協会及び取扱金融機関の保証(融資)条件を満たし、次のすべてに該当することが必要です。

1. 事業に必要な許認可等を取得していること。
ただし、融資対象設備の設置後でないと取得できない施設や設備に関する許認可等については、融資実行後、設備完了届とともに当該許認可書等の写しを提出していただきます。
2. 事業は、[信用保証対象業種](#)に属するものであること。
3. 申込の日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいること。
4. 申込の日以前1年以上引き続き県内に事業所を有していること。
(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している中小企業者については、県外での実績を含めて同一業種を引き続き1年以上行っていければ良い。)
5. [小規模企業者](#)であること。
[常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業は5人以下)の会社・個人・組合等]
6. 事業税を滞納していないこと。
7. [信用保証協会](#)の利用がある場合には、既存の信用保証協会の保証付き融資の残高(根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と申込金額の合計額が1,250万円以内となるもの。

予約貸付については[予約貸付のご案内](#)をご覧ください。

資金使途

- 設備資金…工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金
- 運転資金…商品仕入れや外注費支払い等に必要な資金(年間売上高の3/12以内)

ただし次のものは対象外となります。

- 借入金の返済、税金の支払い
- 土地、住宅、乗用車の取得
- 法令に違反する設備及び県外に設置する設備 など

融資条件

制度名	資金使途	融資限度額	融資期間(据置) [以内]	融資利率 [年以内]	信用保証 [年以内]	担保・保証人	申込場所
小規模事業資金	設備資金	1,250万円	10年(1年)	1.9% (固定金利)	付する 0.50~1.76%	担保:原則不要 保証人:不要 (法人の場合は代表者を保証人とする)	企業: 商工会議所 又は 商工会 組合: 中小企業団体中央会
	運転資金		7年(1年)		個人で特別小口保険利用の場合 0.80%		

○設備資金と運転資金を併用する場合の合計利用限度額は1,250万円です。

※ 予約貸付については[予約貸付のご案内](#)をご覧ください。

よくある質問

Q

従業員の中に臨時従業員がいる場合、従業員数はどのように数えるのですか。

A

事業を行うにあたって、必要な人数を従業員数として数えます。

また、(1)個人企業の家族従業員(生計を一つにしている三親等以内の親族)、(2)法人の役員については、従業員数に含まれません。

Q

融資額の査定基準はあるのですか。

A

設備資金は、見積書記載の金額の範囲内、運転資金は、最近1年間の売上高の12分の3以内です。